

調理従事者に感染性胃腸炎(ノロウイルス)が 発生した場合の対応マニュアル

臼杵市教育委員会学校給食課
平成29年 6月 改訂

目 次

1. 学校給食衛生管理の基準	1
2. ノロウイルスとは	2
3. 下痢・嘔吐発症時対応フローチャート	3
4. 感染性胃腸炎(ノロウイルス)の疑いが発生した場合の学校給食課の対応	5
5. 職員の健康管理	7
6. 手洗いについて	8
7. 食品の取り扱い	8
8. 調理室での感染予防・拡大防止	9
9. 給食(献立)の対応	9
10. 食中毒発生時の処置	9
11. 家庭での感染拡大防止	10

資料① 手洗いマニュアル

資料② 消毒液の希釈方法

資料③ 食中毒発生時の連絡体制

資料④ 嘔吐物の処理方法

資料⑤ 下痢便後トイレ清掃マニュアル

資料⑥ 汚染区域・非汚染区域

資料⑦ 保護者宛・学校宛文章

資料⑧ ノロウイルス簡易検便検査 市内実施医療機関

1. 学校給食衛生管理の基準

感染性胃腸炎(ノロウイルス)の疑いが発生した場合は、「学校給食衛生管理の基準」(平成21年4月-文部科学省)に基づき対応する。

<抜粋>

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 (3)三

学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)に規定する感染症又はその疑いがあるか毎日点検し、これらを記録すること。
また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関を受診させ感染症の有無を確認し、その指示を励行させること。さらに、化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業への従事を禁止すること。

四

ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。
また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

2. ノロウイルスとは

【特 徴】

感染性胃腸炎や食中毒を起こすウイルスである。

人の腸内で増殖する為、感染者の糞便中や嘔吐物には1グラム当たり100万～10億個の大量のウイルスが含まれる。感染力が強く、少量(50個～100個)でも発症する。

乾燥に強く、アルコール、逆性石けんなどの殺菌剤が効きにくい為、十分な洗浄と加熱が必要である。

【症状等】

・潜伏期間・・・12～48時間

・症 状・・・吐気、嘔吐、下痢が主症状であるが、腹痛、頭痛、発熱、悪寒、筋痛、咽頭痛を伴うこともある。潜伏期間は、1～2日といわれており、乳児から成人まで幅広く感染する。ウイルスは、症状が消失した後も3～7日間、長いときは1ヵ月程度、患者の便中に排出されるため、二次感染に注意が必要である。

・治 癒・・・通常3日以内に症状は回復するが、症状が消失してからも1～4週間程度ふん便中に排泄され続けるため、注意が必要である。

・健康保有者・・・ウイルスに感染していても症状が出ない人もいる。しかし、ふん便中にはウイルスが排泄されているので注意が必要である。

【感染経路】

①ノロウイルスに汚染された食品を食べての感染。

人の糞便中などに含まれるノロウイルスが、下水を経て川から海に運ばれ、二枚貝の内臓に蓄積される。それを、生や十分な加熱なしで食べると感染する。

②感染した人の手指を介しての感染

〈食 品〉ノロウイルスに感染した人が、十分に手洗いを行わずウイルスが付いたまま調理をすると、食品が汚染され、その食品を食べた人が感染する。

〈取っ手〉ノロウイルスに感染した人が、十分に手洗いを行わず扉や取っ手を触れると、そこにウイルスが付着し、それを他の人がふれ、口から取り込まれ感染する。

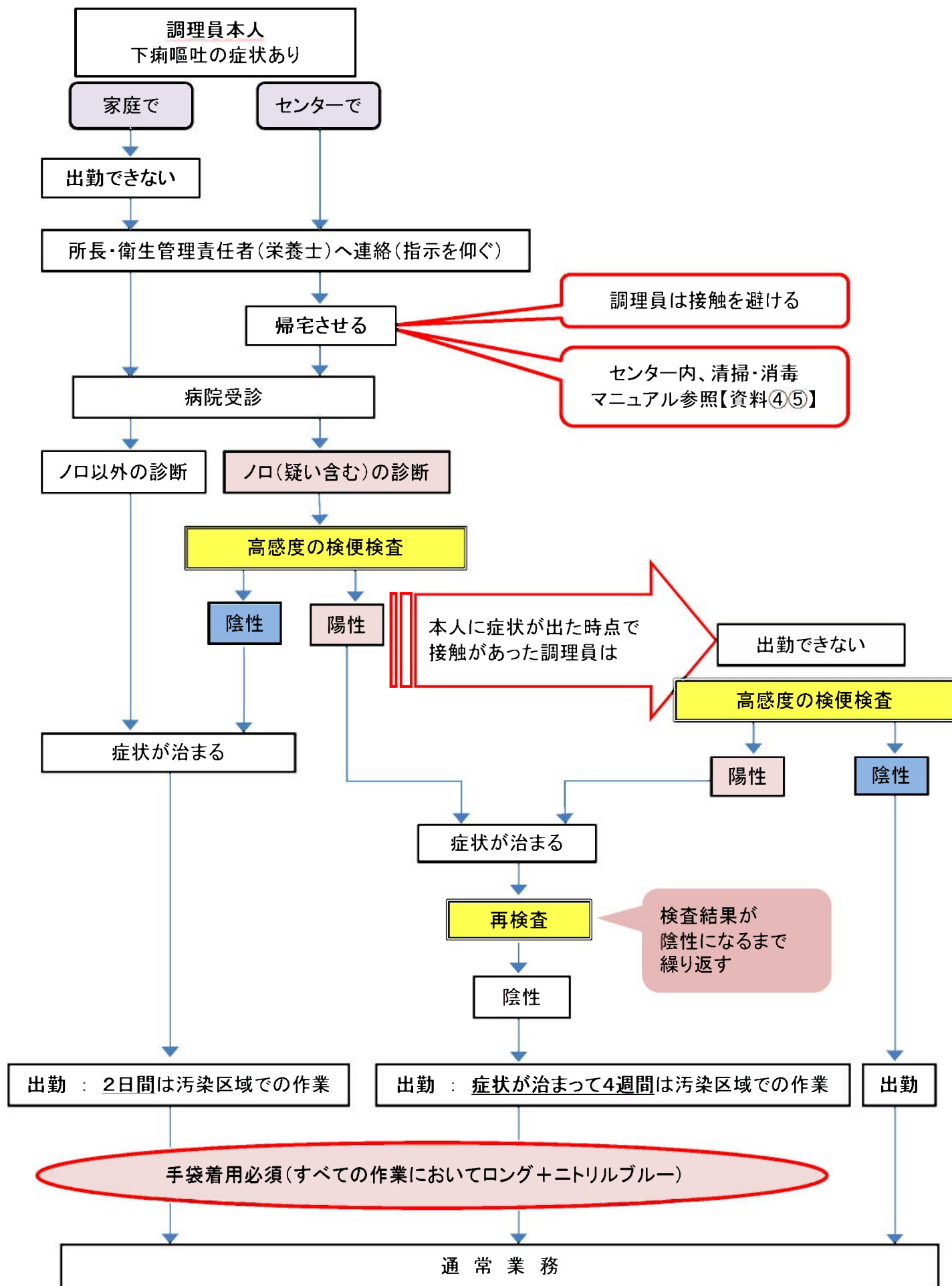
③感染した人の便や嘔吐物から感染

ノロウイルスに感染した人の便や嘔吐物を処理した後、手に付いたウイルスや、不適切な処理で残ったウイルスが、飛沫や手指の接触などにより口から取り込まれ感染する。

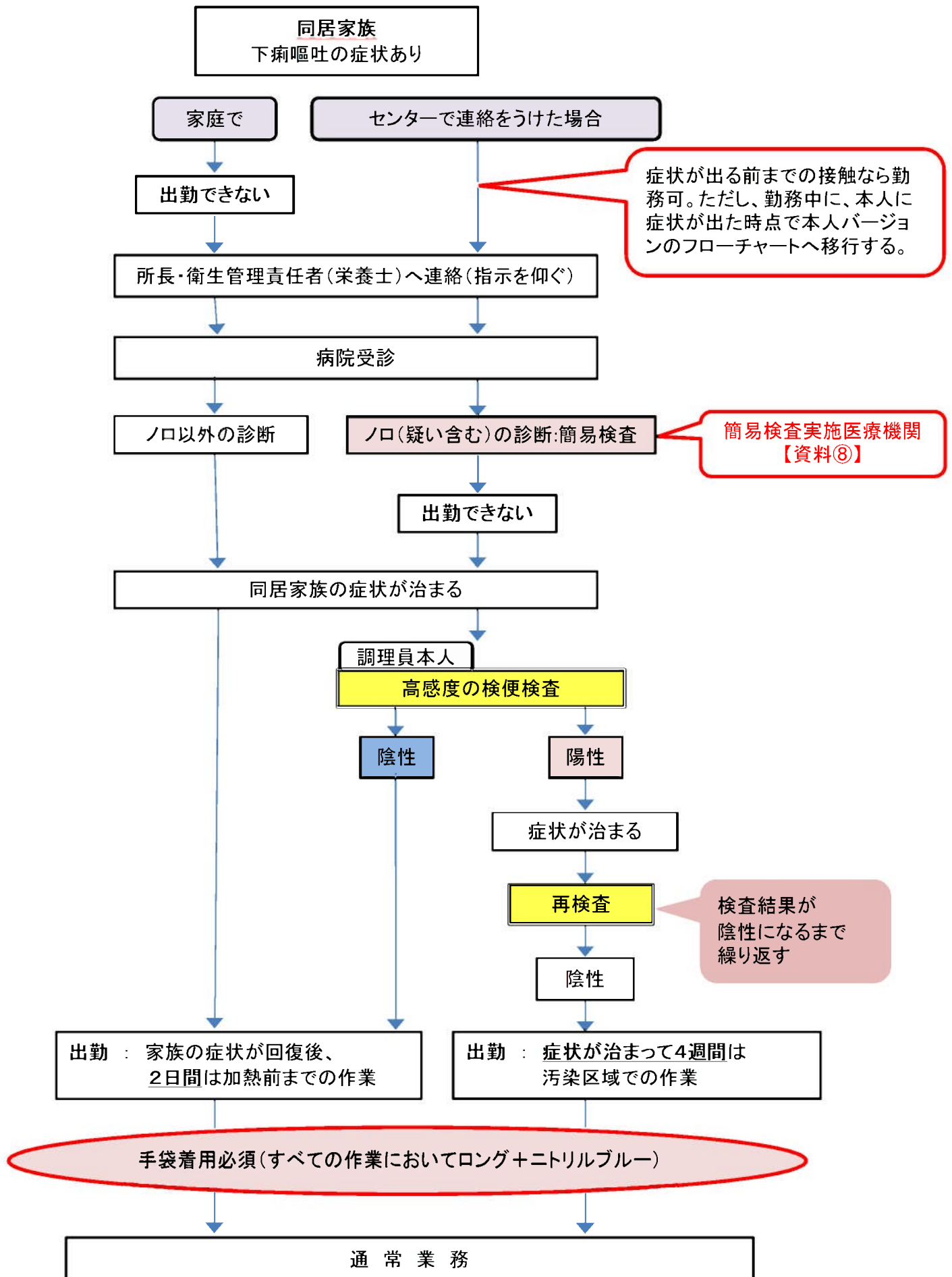
※ノロウイルスは、乾燥すると容易に空気中に漂うため、嘔吐物やふん便は速やかに処理し、適切に塩素消毒をし、十分に換気を行うことが大切である。

3. 下痢嘔吐発生時対応フローチャート

～本人～



～家族～

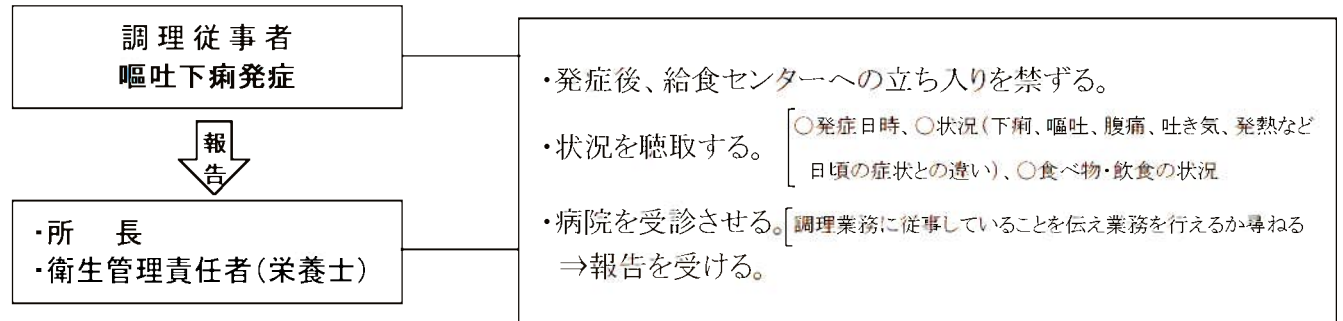


4. 感染性胃腸炎(ノロウイルス)の疑いが発生した場合の学校給食課の対応

(1)発生状況の把握確認 ※ (下痢嘔吐発症時対応フローチャート)に沿って対応すること

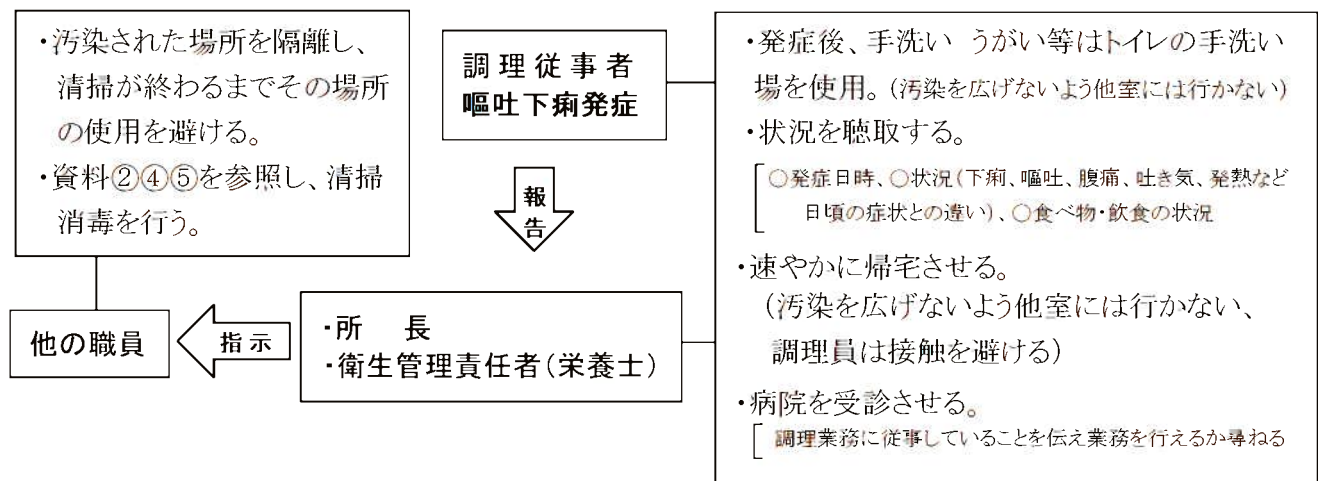
【家庭で発症】

調理従事者にノロウイルス感染の疑いがある場合、または、調理従事者の家族にノロウイルスの感染がある場合は、次の手順により速やかに対応する。



【センターで発症】

調理従事者がセンター内トイレ(準備区域)で嘔吐下痢をした場合、次の手順により速やかに対応する。



調理従事者から下記について聴取し、教育長・教育総務課長に状況を報告する。

- ・下痢、嘔吐、腹痛、吐き気、発熱など日ごろの症状との違い
- ・発症日時、発症状況
- ・食物、飲食の状況
- ・医師の診断の有無と所見

※調理室(下処理室・前処理室・調理室・米飯室・コンテナプール)での発症は状況により給食中止・継続の協議を行う。(協議は4.の(2)④による)

(2)給食センターの対応 ※（下痢嘔吐発症時対応フローチャート）に沿って対応すること

① 該当従事者の学校給食センターへの立ち入りを禁止する。

② 該当従事者に検体検査（検便）を実施するよう指示する。

・検便検査結果が「陽性」の場合

立ち入りを禁止する。

検査結果が「陰性」になるまで再検査を行う。

「陰性」となれば出勤可、但し症状が治まって4週間は汚染区域での作業とする。

該当調理員が「陽性」であった時、症状が出た時点で接触があった調理員はセンターへの

立ち入りを禁止し、検便検査を受けさせる。

※症状が治まって4週間は汚染区域での作業とするが状況によっては協議し期間を決める。

※症状が治まって4週間以内の該当調理員は、二次感染防止の為会議室前のトイレを使用すること。

・検便検査結果が「陰性」の場合

症状が治まれば出勤可、但し2日間は手袋（ロング＋ニトリル）を着用し汚染区域での作業とする。

③ 検便検査結果の報告

・検便結果「陽性」「陰性」の報告を教育長・教育総務課長に行う。

・「陽性」の場合、教育長・教育総務課長に相談・協議し、対応についての指導・助言を受ける。

・大分県中部保健所（衛生課）に報告・指導・助言を受ける。

④ 給食中止または継続の協議

・給食中止・継続の決定は教育長・教育総務課長・学校教育課長・学校給食課長・学校給食課栄養士で協議する。

・課長不在の時は、課長代理が出席をする。

⑤ 学校への対応、中止の連絡

・該当校に中止の連絡を行う。この場合、原因、状況、今後の対応など、教育委員会・学校給食課としての統一見解として文章化し実施する。【資料⑦-①】

・保護者にあて、状況と今後の対応について、文章により知らせる。【資料⑦-②】

・状況に応じて報道機関への公表を行う。

⑥ 給食を継続する場合

・施設、器具類の消毒、調理従事者の手洗いの徹底、衛生管理体制が検証されていること、業務体制が十分であることを確認する。

・調理従事者全員の『健康チェック表』による健康管理が検証されていること。

5. 職員の健康管理

【毎日の健康管理について】

- ・毎朝出勤時に健康観察記録票を記録すること。
- ・所長、衛生管理責任者(栄養士)は毎日、個人別に健康観察記録票の記録をチェックし、必要に応じて作業に従事させない等の処置をとること。
- ・夜間や休日に、本人や同居の家族が体調不良であった場合、出勤日に症状が消失していても申し出をすること。
- ・カキ、アオヤギ、赤貝等の生の二枚貝にはノロウイルスが蓄積している可能性があるので絶対に生食しないこと。また、加熱して食べる場合は、十分に加熱(85℃、1分以上)すること。

【本人に下痢嘔吐の症状がある場合】 ※ (下痢嘔吐発症時対応フローチャート)に沿って対応すること

- ・所長、衛生管理責任者(栄養士)に連絡をし、病院受診しノロウイルスの疑いがある場合は高感度の検便検査を行うこと。なお、検査結果が「陰性」になるまでは出勤しないこと。

《検便検査結果が「陽性」の場合》

- ・症状が出た時点で接触のあった施設職員(調理員)全員は高感度の検便検査を行うこと。
- ・症状が治まった後に再検査を行うこと。
- ・再検査でも陽性が出た場合は、陰性になるまで検査を行うこと。
- ・「陰性」となれば出勤可、但し症状が治まって4週間は汚染区域での作業とする。

※症状が治まって4週間は汚染区域での作業とするが状況によっては協議し期間を決める。

※症状が治まって4週間以内の該当調理員は、二次感染防止の為に会議室前のトイレを使用すること。

《検便検査結果が「陰性」の場合》

- ・症状が治まれば出勤可、但し2日間は手袋(ロング+ニトリル)を着用し汚染区域での作業とする。

【同居の家族に下痢嘔吐の症状がある場合】

- ・所長、衛生管理責任者(栄養士)に連絡をし、家族に病院受診をさせる。
- ・家族の症状回復を確認の上、2日間は汚染区域の作業とすること。

【同居の家族がノロウイルスに感染した場合】

- ・同居の家族の感染が発覚した場合は、所長、衛生管理責任者(栄養士)に連絡をし、同居家族の症状が治まった後に調理員本人が高感度の検便検査を行うこと。
なお、検査結果が「陰性」になるまでは出勤しないこと。

《検便検査結果が「陽性」の場合》

- ・症状が出た時点で接触のあった施設職員(調理員)全員は高感度の検便検査を行うこと。
- ・症状が治まった後に再検査を行うこと。
- ・再検査でも陽性が出た場合は、陰性になるまで検査を行うこと。
- ・「陰性」となれば出勤可、但し症状が治まって4週間は汚染区域での作業とする。

※症状が治まって4週間は汚染区域での作業とするが状況によっては協議し期間を決める

※症状が治まって4週間以内の該当調理員は、二次感染防止の為に会議室前のトイレを使用すること。

《検便検査結果が「陰性」の場合》

- ・症状が治まれば出勤可、但し2日間は手袋(ロング+ニトリル)を着用し汚染区域での作業とする。

6. 手洗いについて

【手洗い方法】

- ・作業ごとに「手洗いマニュアル」【資料①】に沿って行うこと。

2回手洗い	1) 作業開始前、用便後
標準的な手洗い	2) 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
作業中の手洗い	3) 食品に直接触れる作業にあたる直前
	4) 生の肉や魚介類、卵など汚染度の高い食品に触れた後 その他の食品や器具に触れる前
	5) 配缶前(配膳前)

【手洗い場の整備】

- ・手洗いの石鹸・消毒液・ペーパータオル等は、定期的に補充し、常に使える状態にしておくこと。
- ・ノロウイルス食中毒注意報発令期間中は、消毒液として「次亜塩素酸水ハイクロM」を使用する。

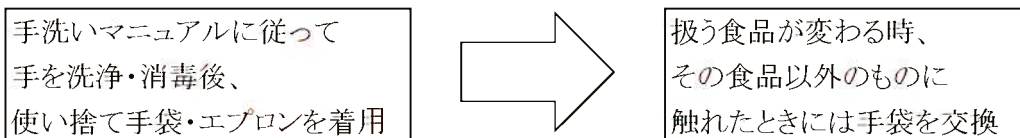
7. 食品の取り扱い

【食品の加熱】

- ・加熱する食品は、中心温度85℃で1分間以上であることを確認すること。

【手袋をする必要がある時】

- ・盛り付け作業などそれ以降に加熱工程がまったくない食品に直接ふれる場合は、以下の手順を守ること。



8. 調理室での感染予防・拡大防止

	通常時	ノロ注意報 発令時	職員にノロ陽性者 が出た時	学校・幼稚園で 集団発生した時
消毒用塩素濃度 〔希釈方法は 資料②参照〕	200ppm	200ppm	1000ppm	1000ppm
調理室内の 清掃	通常清掃	通常清掃	(取っ手) 毎日:塩素ぶき ※冷蔵庫、L型台車、 保管庫、出入り口など 手の触れる所全て	通常清掃
午後の洗浄時 の対応	通常清掃	通常清掃	手袋、マスク着用	・手袋、マスク着用 床の消毒(200ppm) ・白衣・エプロンの消毒 靴の消毒(200ppm) (対象学校分は最後に 洗浄する) ・コンテナの塩素消毒
トイレの清掃	毎日:塩素消毒 (200ppm) ※便器、便座、給水レバー、 床、ドアノブ、手洗い設備、 スリッパなど	毎日:塩素消毒 (200ppm) ※便器、便座、給水レバー、 床、ドアノブ、手洗い設備、 スリッパなど	毎日:塩素消毒 (200ppm) ※便器、便座、給水レバー、 床、ドアノブ、手洗い設備、 スリッパなど	毎日:塩素消毒 (200ppm) ※便器、便座、給水レバー、 床、ドアノブ、手洗い設備、 スリッパなど

9. 給食(献立)の対応

- ・調理従事者にノロウィルスの陽性者が出た場合は、和え物、果物、麺類など控えること。
- ・陽性者の人数に応じて、献立内容の変更をすること。調理実施困難な場合は、給食提供の可否を協議すること。

10. 食中毒発生時の処置

【連絡体制】

食中毒発生時の連絡体制【資料③】に基づき処置すること。

11. 家庭での感染拡大防止

【手洗い】

- ・帰宅後、用便後、調理前、食事前には確実な手洗いを徹底すること。

【嘔吐物の処理】

- ・嘔吐物の処理は『嘔吐物の処理方法』【資料④】を参照し、次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用して適切に処理すること。

【入浴】

- ・入浴は下痢症状を有する時には避けること。
- ・ノロウイルス感染者の場合、下痢症状が治癒後2週間程度は最後に入浴し、使用後、浴槽、洗い場を次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)で消毒すること。

【衣類などの洗濯】

- ①ふん便・嘔吐物が付着した衣類
- ・廃棄するか、他の物と分けて洗濯すること。

熱湯消毒 できる衣類	・熱湯に1分以上浸す。 ・洗剤を入れた水の中でウイルスが飛び散らないように静かにもみ洗いする。 ・洗濯機で熱湯洗濯する。
熱湯消毒 できない衣類	・洗剤を入れた水の中でウイルスが飛び散らないように静かにもみ洗いする。 ・有機物を取り除いた後、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(1000ppm)に5～10分つける。 ・すすぎを4回する。 ・洗濯機で洗濯する。

※洗濯には防護服(使い捨てエプロン・手袋・マスク)を着用し、二次感染への注意を行うこと。

高温の乾燥機やアイロンなどを用いると殺菌効果が高まる。ただし乾燥機の排気口は屋外へ

②感染者の衣類

- ・感染者の下着等は、健康者とは別にし、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)に5～10分つけるか、熱湯消毒したのち洗濯すること。

【調理器具の洗浄・消毒】

- ・カキなどの2枚貝の調理に使用したまな板、包丁などの調理器具やシンクは十分に洗浄し、熱湯(85℃以上)で1分間以上加熱するか、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)に5～10分漬け置きすること。

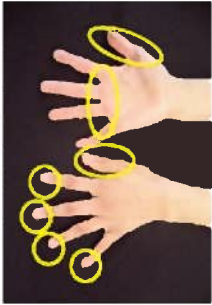
【食器類の洗浄・消毒】

- ・嘔吐物が付着した食器は、廃棄するか次亜塩素酸ナトリウム水溶液(1000ppm)に5～10分漬け置きする。
- ・ノロウイルス感染者が使用した食器は、健康者とは別の加熱できる容器に回収し、容器ごと加熱するか次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)に5～10分間漬け置きして消毒すること。
- ・食器類の洗浄に使用したシンク等は、十分洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)で5分間漬け置きした後、洗剤で洗浄すること。

【ドアノブなどの消毒】

- ・ノロウイルス感染者が手を触れる場所(トイレや各部屋のドアノブなど)を次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)で消毒すること。

学校給食における標準的な手洗いマニュアル 一覧表

1 手を洗う前に		2 洗い残しのない手洗いを		3 流水で軽く手を洗う		4 手洗い用石けん液をつける		5 十分に泡立てる	
6 手の平と甲を洗う（5回程）		7 指の関節を洗う（5回程）		8 親指の付け根まで洗う（5回程）		9 指先を洗う（5回程）		10 手首を洗う（5回程）	
11 肘まで洗う		12 ハブラシで爪の隙間を洗う		13 流水でよくすすぐ（15秒程度）		14 ペーパータオルでふく		15 アルコールをかける	
16 指先にすり込む		17 親指の付け根まですり込む		18 手のひらと甲にすり込む		19 指の間にすり込む		20 手首にすり込む	

消毒液の希釈方法

【200ppm(0.02%)次亜塩素酸ナトリウム水溶液】

消毒対象	原液濃度		希釈倍数	原液	水
・衣服や器具などの漬け置き	1%	ミルトン	50倍にする	20ml	1リットル
・トイレの便座やドアノブ、 手すり、床	5%	ハイター・ブリーチ	250倍にする	4ml	1リットル
	10%	キレーネ	500倍にする	2ml	1リットル

【1000ppm(0.1%)次亜塩素酸ナトリウム水溶液】

消毒対象	原液濃度		希釈倍数	原液	水
・便や吐物が付着した床や おむつ等	1%	ミルトン	10倍にする	100ml	1リットル
	5%	ハイター・ブリーチ	50倍にする	20ml	1リットル
	10%	キレーネ	100倍にする	10ml	1リットル

(注1) 濃度1% = 10000ppm = 0.01

・家庭用塩素系漂白剤のキャップの容量は通常20ml～25ml

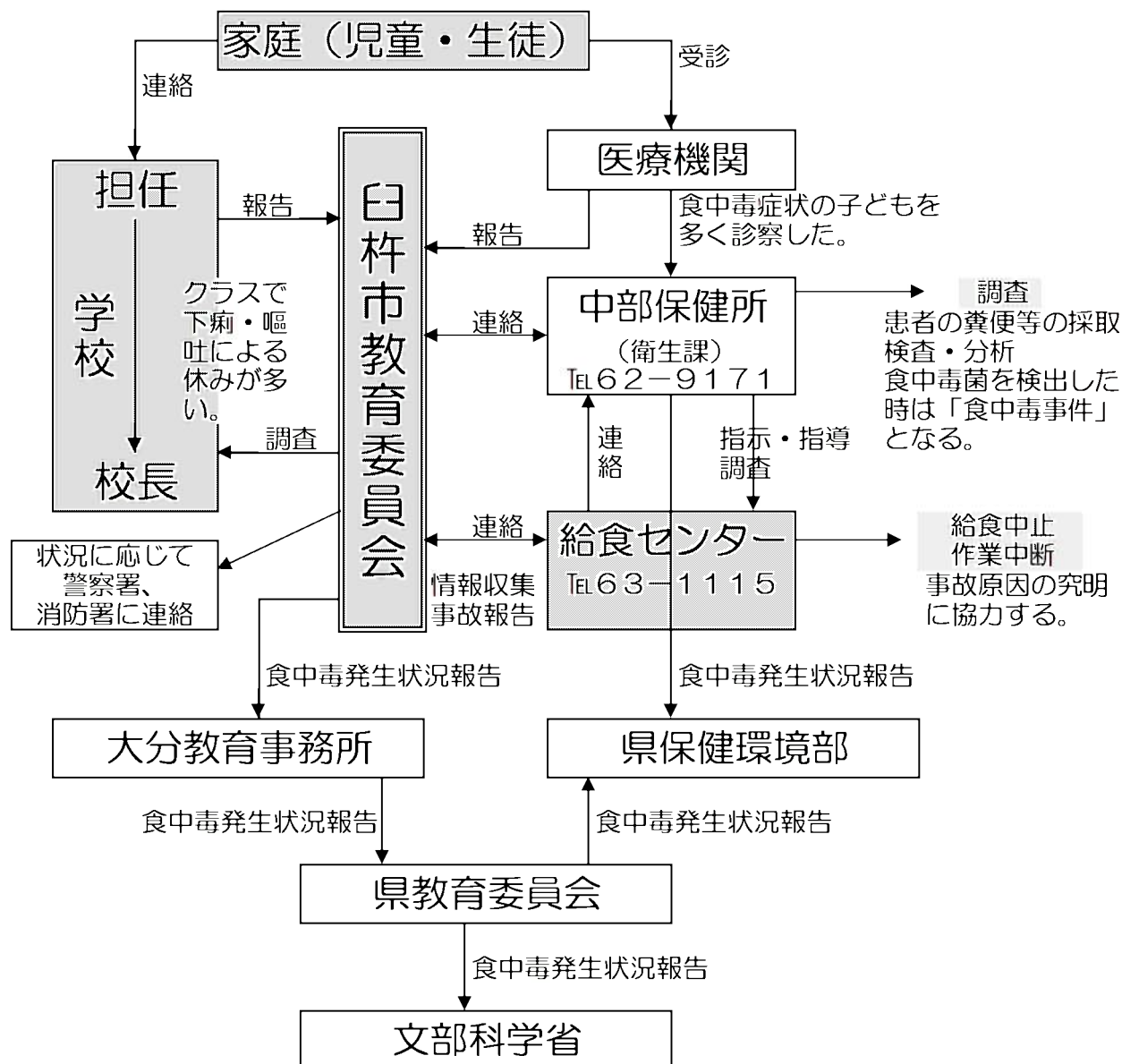
・ペットボトルのキャップは約5ml

※次亜塩素酸ナトリウムは時間が経つにつれて揮発し、効果が減少する為、最近購入したものを使用すること。

また、希釈したものも時間が経つと効果が落ちる為作り置きはせず、その都度使い切る。

食中毒発生時の連絡体制

【資料③】



- ① 教育委員会は、報告があり次第、各学校へ調査を命じ、保健所並びに給食センターへ連絡するとともに、患者の措置に万全を期する。
- ② 関係機関と協議し、的確に健康診断、出席停止、臨時休校、消毒等の事後措置を講ずる。
- ③ 保護者、その他の関係方面に対しては、患者の集団発生状況を周知させ、協力を求める。
- ④ 食中毒、伝染病の発生原因については、関係機関の協力を求め、これらを明らかにするように努める。
- ⑤ 食中毒、伝染病が発生した場合及び終えんした場合には、所定の様式「学校における伝染病・食中毒発生状況報告書」により、速やかに、学校は市教育委員会に、教育委員会は県教育委員会に、県教育委員会は文部科学省に報告する。

嘔吐物の処理方法

【資料④】

嘔吐物には大量のノロウイルスが存在しており、直ちに安全に処理しないと二次感染を起こします。
また、放置すると乾燥して、ウイルスが舞い上がり、まわりを汚染します。
嘔吐物を見つけたときには窓を開け、浮遊しているノロウイルスを屋外に出します。

① 用意するもの

ビニール袋2～3枚、使い捨て手袋2組、マスク、ナイロン製の靴カバー、使い捨ての帽子、ペーパータオルまたは新聞紙、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、専用バケツ。

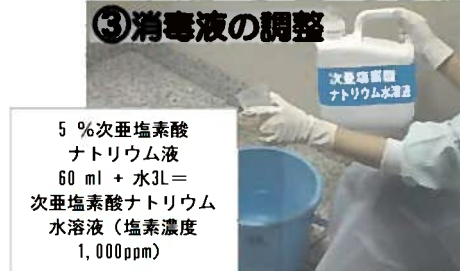
② 防護具の着用



使い捨て手袋を
2枚重ねで装着

はじめに窓を開けます。
帽子、マスク、エプロン、靴カバー、
手袋を着用します。

③ 消毒液の調整



5 %次亜塩素酸
ナトリウム液
60 ml + 水3L =
次亜塩素酸ナトリウム
水溶液（塩素濃度
1,000ppm）

専用バケツに次亜塩素酸
ナトリウム水溶液(1,000ppm)を作ります。

④ 嘔吐物、排泄物の消毒



ペーパータオル等で嘔吐物の上を
広い範囲で覆い、その上に次亜塩素酸
ナトリウム水溶液(1,000ppm)を注ぎます。

⑤ 嘔吐物、排泄物の回収



10分間おいた後、ペーパータオルと嘔吐物
を外側から中央部に集め、静かに拭き取り
一次回収袋に入れます。

⑥ 手袋を外す



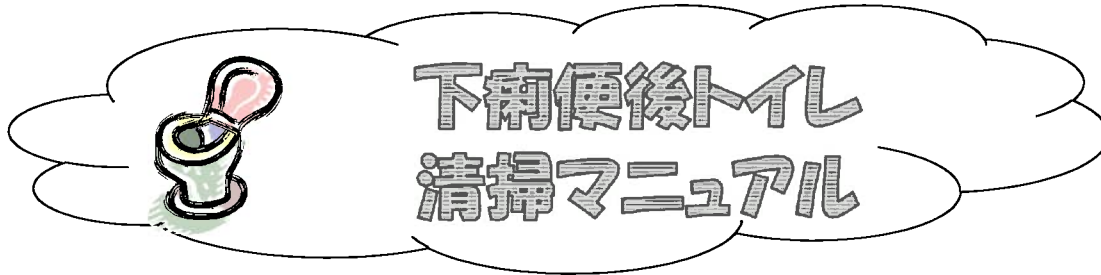
内側の手袋を汚染しないよう注意深く外
側の手袋を裏返ししながら外し、一次
回収袋に入れます。

⑦ 床の清掃と消毒



汚物が付着した床は、できるだけ広い範囲
を次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200 ppm)
で浸すように拭き取る。

⑧ ペーパータオルに次亜塩素酸ナトリウム水溶液(200ppm)を注ぎ、その上で4～5回足踏みをして
靴カバーに付いたウイルスを消毒します。その後、靴カバー、ペーパータオルを一次回収袋に入れ、
残りの次亜塩素酸ナトリウム水溶液(1,000ppm)を一次回収袋の中身全体が浸るように入れ、
口をしっかり結び、二次回収袋に入れます。内側にはめていた手袋を外し、二次回収袋へ入れます。
次いで、帽子、エプロンとマスクも入れ、口をしっかり結んで廃棄します。作業後、手洗いとうがいをします。



【準備するもの】手袋・マスク・エプロン・雑巾3枚(タスク)

- ① 手袋・マスク・エプロンを装着する。
- ② 1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液を便器の中に注ぐ。
(1ℓに20mlハイター)(キャップ1杯25ml)
- ③ 新たに1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液を作り、専用の雑巾を用いて以下の順序で消毒する。

雑巾①

アルコール容器 ➡ ペーパーホルダー
➡ 電気スイッチ ➡ 石けん容器(頭部分)
➡ 蛇口レバー ➡ 入口ドアノブ
➡ 個室ドアノブ ➡ 水洗レバー
➡ トイレtpペーパーホルダー

雑巾②

①便座蓋 ➡ ②便座(表側のみ)
➡ 便器(③側面➡④便座裏側➡⑤便器上部)



雑巾③

個室内壁(床から1m) ➡ スリッパ ➡ 床

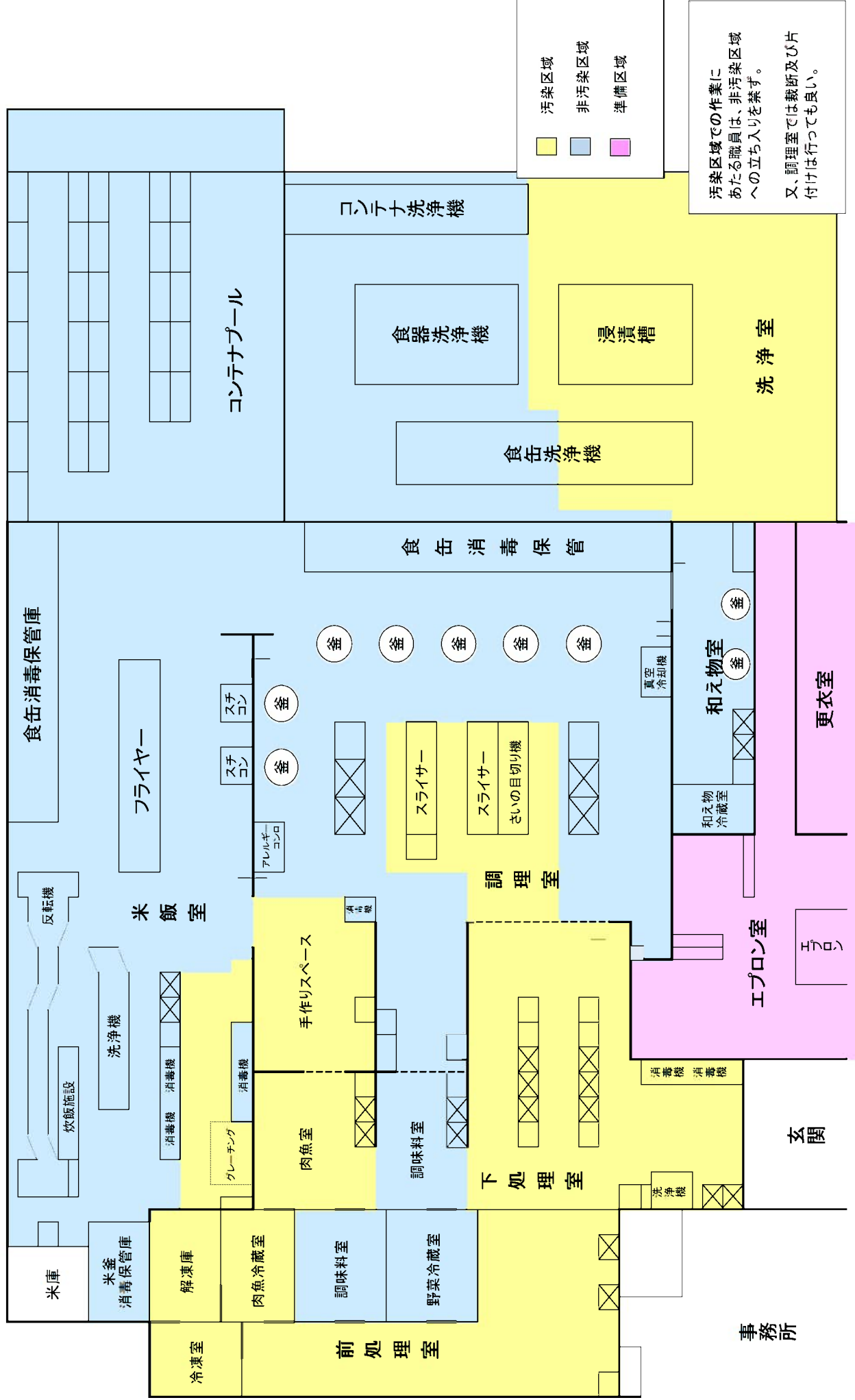
- ④ 残った消毒液は便器に流す ➡ 数回水を流しすすぐ。
- ⑤ 使用した手袋・マスク・エプロン・雑巾3枚はゴミ袋に入れ封をする。
- ⑥ 手洗い・うがいをしっかり行う。

※トイレ室内が汚染されている時は資料⑤【嘔吐物の処理方法】に準じて対応

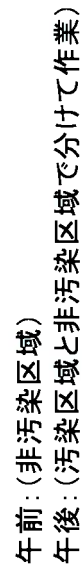
汚染区域・非汚染区域

《 臼杵学校給食センター 》

【資料⑥-①】



【資料6-2】



平成 年 月 日

〇〇学校長 様

臼杵市学校給食課

課長

印

感染性胃腸炎（ノロウイルス）発生状況報告と
今後の対応について（お願い）

平成 年 月 日（ ）に、{臼杵・野津}学校給食センターの調理従事者{調理従事者の同居家族}が医療機関に受診し、感染性胃腸炎（ノロウイルス）と診断されました。

学校給食課としましては、学校給食からの感染拡大を防ぐ必要がありますので、平成 年 月 日（ ）より、学校給食を、一時中止することとなりました。

再開につきましては、{ 年 月 日の予定ですが、後日、連絡しますので ・ 後日、当方から連絡しますので}、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、保護者宛文書を別紙のとおり作成しましたので、配布方よろしく願います。

（状況に応じて以下の例文を追加）

- 児童・生徒、先生方に同様の症状がみられましたら、まずは、学校を休んで医療機関に受診するよう指導してください。受診の際は、学校給食センターで感染性胃腸炎が発生したことを医師に伝えるとともに、受診結果を必ず学校給食課まで連絡くださいますようお願いいたします。
- 本日の給食が急遽中止となったため、非常食を配布します。昼食時に食するようお願いいたします。

学校給食課では、教育委員会事務局及び中部保健所にも相談しながら対応しています。ご不明の点がありましたらお申し出ください。

連絡先 学校給食課 担当者
電 話

平成 年 月 日

各保護者様

臼杵市学校給食課

課長

印

感染性胃腸炎（ノロウイルス）発生状況報告と
今後の対応について（お願い）

平成 年 月 日（ ）に、{臼杵・野津}学校給食センターの調理従事者{調理従事者の同居家族}が医療機関に受診し、感染性胃腸炎（ノロウイルス）と診断されました。

この病気は感染症で、おう吐・下痢等の胃腸症状が主な症状です。
腹痛や発熱を伴う場合もあります。

学校給食課としましては、学校給食からの感染拡大を防ぐ必要がありますので、平成 年 月 日（ ）より、学校給食を、一時中止することとなりました。

再開につきましては、後日、学校を通じて連絡しますので、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、お子様に同様の症状がみられましたら、感染性胃腸炎（ノロウイルス）の可能性があるので、以下のとおり対応願います。

- ① まずは、学校を休んで医療機関に受診してください。受診の際は、学校給食センターで感染性胃腸炎が発生したことを医師に伝えてください。受診の結果は必ず学校にお知らせください。
- ② 脱水に注意し、投薬など治療については医師の指示を受けてください。
- ③ 最近、心当たりの症状があった場合も、必ずその旨を学校に連絡してください。
- ④ 家庭での感染を防ぐため、ご家族全員で健康管理に努め、特に手洗いやうがい、おう吐物や便の処理は注意して行ってください。

学校給食課では、教育委員会事務局及び中部保健所にも相談しながら対応しています。ご不明の点がありましたらお申し出ください。

連絡先 学校給食課 担当者
電 話

ノロウィルス簡易検便検査 市内実施医療機関

医療機関	連絡先	種類 検査法	所要時間	金額(円)
とうぼ小児科医院	63-5811	抗原検査	15分	1,500
臼杵病院	83-8100	イムノクロマト法	30分	2,000 税込
浜田消化器科内科医院	63-5855	簡易キット	15分	3,000
渡辺内科クリニック	83-8990	簡易キット	30分	3,000
藤野循環器科内科医院	62-3055	コスモスに依頼	-	2,400 程
臼杵循環器内科	63-5711	コスモスに依頼	-	
植田胃腸内科医院	63-8023	コスモスに依頼	-	
うすき皮膚科内科 クリニック	63-8211	培養検査	2~3日	4~5,000
臼杵わかばクリニック	62-3838	×		
児玉循環器科内科医院	63-2100	×		
岩田医院	0974- 32-2017	×		
野津第一内科医院	0974- 32-3355	×		